

住宅再建・まちづくりを更に加速するため、住まいの復興工程表において示した工程について、これを加速するための措置を着実に実施する。

〇骨太方針  
第2章2.

## 【住まいの復興工程表(平成25年6月末時点)】

(H25.7.30更新)

- ・工程表は、各市町村の地区毎・年度毎に作成し供給戸数を明示。
- ・今後、四半期毎に更新し、公表。

### ①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み(戸数)

	26年度まで累計	27年度まで累計
岩手県 (進捗率)	概ね4,800戸 (概ね8割)	概ね5,800戸 (概ね9.5割)
宮城県 (進捗率)	概ね7,500戸 (概ね5割)	概ね11,700戸 (概ね7.5割)

※福島県は現段階として27年度までに概ね3,000戸が工事終了の見込み。

### ②民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込み(宅地数)

	27年度まで累計	28年度以降も含めた累計
岩手県 (進捗率)	概ね5,200戸 (概ね6割)	概ね8,100戸 (概ね9割)注
宮城県 (進捗率)	概ね6,800戸 (概ね5割)	概ね10,600戸 (概ね8割)注

注)岩手県の概ね600戸(概ね1割)、宮城県の概ね2,500戸(概ね2割)については、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期を調整中である。

※福島県は現段階として27年度までに概ね800戸分の供給見込み。

## 【実現および加速化のための主な措置】

(加速化策第1弾(H25.3.7公表)、第2弾(H25.4.9公表))

### 1. 用地取得の迅速化

- ・自治体に対し関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動
- ・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
- ・土地収用事業認定手続の審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内)
- ・裁判所において、復興関連の様々な法的紛争を想定し、書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の体制面の整備 など

### 2. 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化

- ・全国から発掘担当者を派遣  
(32名(24年10月)→60名体制(25年4月～)へ拡充)
- ・防災集団移転促進事業の大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であることの周知 など

### 3. 人員不足対策<技術者・技能者の確保>

- ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入
- ・発注ロットの大型化 など

### 4. 資材不足対策<生コン、砂>

- ・公共事業専用プラントの新設(宮古・釜石地区において国が設置)
- ・原材料の資材を地域外から調達 など

### 5. 発注者支援

- ・全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月))
- ・民間企業等の人材の活用促進のための財政措置拡充及び採用手続の周知(25年3月)
- ・複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入 など

### 6. 適正な契約価格

- ・平成25年度の公共工事設計労務単価を改訂(前年度と比べ、被災3県の全職種平均で約21%引き上げ) など

# インフラの復旧・整備

道路、港湾等の基幹インフラの応急復旧はほぼ完了し、本格復旧についても順調に進んでおり、インフラ工程表に基づき事業を確実に実行する。

〇骨太方針  
第2章2.

項目 〔指標名〕	進捗率	項目 〔指標名〕	進捗率	項目 〔指標名〕	進捗率
<b>完了</b> <b>着工</b> 海岸対策 (全体) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H25.6末時点	43%(着工) 13%(完了)	<b>完了</b> 交通網 (直轄国道) (本復旧が完了した道路開通延長の割合) ※H25.6末時点	99%	<b>完了</b> <b>着工</b> 復興住宅 (災害公営住宅の整備に着手した割合) ※H25.6末時点	52%(着工) 1.4%(完了)
<b>完了</b> <b>着工</b> 海岸対策 (国施工) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H25.6末時点	100%(着工) 0%(完了) ※1	<b>完了</b> <b>着工</b> 交通網 (復興道路・復興支援道路) (工事に着手した復興道路・復興支援道路の割合) ※H25.6末時点	70%(着手) 36%(完了)	<b>完了</b> <b>着工</b> 復興まちづくり (防災集団移転) (事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合) ※H25.6末時点	100%(同意) 36%(着工) 2%(完了)
<b>完了</b> 河川対策 (本復旧工事が完了した河川堤防(直轄管理区間)の割合) ※H25.6末時点	99%	<b>完了</b> 交通網(鉄道) (運行を再開した鉄道路線延長の割合) ※H25.6末時点	89%	<b>完了</b> <b>着工</b> 復興まちづくり (土地区画整理) (都市計画の決定地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合) ※H25.6末時点	90%(都決) 63%(着工) 0%(完了)
<b>完了</b> 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) ※H25.6末時点	96% 23	<b>完了</b> <b>着工</b> 交通網(港湾) (本格復旧に着手した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合) ※H25.6末時点	100%(着工) 63%(完了)	<b>完了</b> <b>着工</b> 復興まちづくり (被災した造成宅地) (宅地造成の工事に着手した地区数) ※H25.6末時点	93%(着工) 3%(完了)

※1 国施工区間(代行区間含む)約42kmのうち、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場の前面の区間約5kmについては、工事を完了している。

※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。

被災地における生コンクリートや技術者・技能者の不足、人件費の高騰、入札不調をはじめとした課題解決に向け、現場の実態に対応した効果的な施策を講じる。

○骨太方針  
第2章2.

## 【復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会】

(平成25年7月23日時点)

●関係省庁、地方自治体、関係業界団体等から構成される協議会を開催し、各自把握する現況を情報共有するとともに、必要となる新たな対応について協議を行う。

### < 予定価格等の適切な算定 >

- 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
  - ・通常年1回改訂する公共工事設計労務単価を3ヶ月ごとに見直し
  - ・平成25年4月より単価を20.1%引上げ(入札不調の増加に対応し、単価を5%引上げ(内数))
- 市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施
  - ・見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施
  - ・民間調査機関(資材価格)の単価公表前倒しにより、タイムラグの縮小を実施
- 点在する工事での工事箇所毎の間接費算定
  - ・発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする
- 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入
  - ・労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする
- 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
- 労働者宿舍設置に伴う費用の間接費算定

### < 技術者・技能者の確保 >

- 復興JVの活用
  - ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVを導入
- 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(対象工事の拡大)
- 現場代理人の常駐義務の緩和及び技術者の専任を要しない期間について再周知
- 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)

### < 資材の確保 >

- 資材連絡会・分科会等の設置・拡充
  - ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建1設業団体等で情報共有。
  - ・必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催
  - ・直轄の生コンプラントの新設、ミキサ船の活用等地域ごとの課題に応じた安定的な供給策を検討・実施
- 資材不足等による工期延長への対応
  - ・建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、適切な工期延長への対応や最大3ヶ月の余裕期間の設定等を措置
- 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)

### < 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援 >

- 市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策
  - ・URによるCM方式を活用したモデル事業の実施

### < コンプライアンスの確保 >

- 復旧・復興事業に向けてのコンプライアンスの確保実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定
  - ・国土交通省、厚生労働省、警察庁、被災3県が連携し、「元請下請間の適正な取引の確保」、「不良不適格業者や暴力団の排除」、「工事施工現場の安全衛生の確保」の取組を実施

# 被災地の観光振興

概算要求	税制要望
下記参照	—

東北地域等への旅行需要の喚起等により、人的交流の促進を図り、被災地の観光を振興する。

○骨太方針第2章2.

## ビジット・ジャパン事業による風評被害対策(訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)71.6億円の内数)

○正確で海外消費者の目線に立った情報の発信。  
(各地の空間放射線量の情報発信等)

○東北・北関東への訪日外国人旅行を促進するため、海外旅行会社招請などを効果的に実施。

### 海外旅行会社招請



福島県 鶴ヶ城



宮城県 松島

海外旅行会社を  
日本の観光地へ招請

↓  
日本の観光魅力を  
観光を視察・体験

↓  
訪日旅行商品造成を働きかけ

### 福島県における観光関連復興支援事業 (概算要求額:7.0億円)

○福島県における早期観光振興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を実施。  
(補助率:総事業費の8/10)

#### 要件

- 1) 東日本大震災による風評被害・被災からの復興との関係が明確である事業又は事務
- 2) 次年度以降も継続的な観光振興に資する事業又は事務
- 3) 福島県観光関連復興事業実施計画にその実施が記載されている事業又は事務

### 東北地域観光復興対策事業 (概算要求額:2.0億円)

○太平洋沿岸エリアにおける人的交流の促進のため、情報発信の強化、旅行商品の造成等、滞在交流促進の仕組みの構築等の取組を官民一体となって支援。

#### 平成25年度取組内容

- 1) 情報発信強化  
(各種メディア・イベントとの連携による広報展開等により、誘客を促進)
- 2) 震災の記憶の伝承と滞在交流促進の仕組構築  
(防災・減災学習プログラムの整備、地域観光案内人の育成支援等を実施)
- 3) 地域ならではの旅行商品・復興ツアーの造成促進  
(地域の旅行商品の造成支援、復興ツアー等を実施)

### 東北・北関東への訪問運動

○東日本大震災から1年が経過した平成24年3月から、官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより東北・北関東の復興を応援することを目的として実施。

○各取組の実施主体に各自の事業を発信してもらい、自主的に連帯の輪を拡げていく運動として民間等に広く協力を呼びかけ、観光庁のHPで賛同団体の取組を紹介。

(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/fukkou-shien/index.html>)

○平成25年8月20日現在、各省庁49事業、民間企業等66団体からの賛同を得て、現地での会合・イベントの開催や旅行の実施、訪問を促すキャンペーン等を実施。